



2024年4月26日

各位

上場会社名 株式会社ダブルエー  
代表者名 代表取締役 肖俊偉  
(コード番号：7683 東証グロース)  
問合せ先 取締役 丁 蘊  
(TEL. 03-5423-3601)

## 内部統制システムの基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2024年4月26日付で「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

### 記

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行規程	変更案
<p>1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② コンプライアンス委員会は、委員長を<u>社外監査役</u>とし、委員会の半数以上を社外有識者で構成する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p>	<p>1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② コンプライアンス委員会は、委員長を<u>監査等委員である非業務執行取締役</u> (以下「<u>監査等委員</u>」という。)とし、委員会の半数以上を社外有識者で構成する。</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>⑤ (現行通り)</p>
<p>2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び<u>監査役</u>は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。</p>	<p>2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。</p>
<p>3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 内部監査部門は当社グループ各部門のリスク管</p>	<p>3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 内部監査部門は当社グループ各部門のリスク管</p>

<p>理の状況を監査し、<u>監査役会</u>に報告する。</p> <p>③ <u>監査役会</u>は、内部監査の結果をもとに、内部監査部門を通じて各部門長に対し全社的なリスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に<u>監査役会</u>に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (条文省略)</p> <p>5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 (条文省略)</p> <p>6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、<u>監査役</u>は当社グループの業務執行状況を監査する。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>7. <u>監査役</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>① <u>監査役</u>は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は<u>監査役</u>の指揮命令に従わなければならない。</p> <p>② <u>監査役</u>から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。</p> <p>③ <u>監査役</u>から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づくものとする。</p> <p>8. 取締役及び使用人が<u>監査役</u>に報告するための体制、その他<u>監査役</u>への報告に関する体制 取締役及び使用人は、<u>監査役</u>に対し次の事項を報告することとする。</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>理の状況を監査し、<u>監査等委員</u>に報告する。</p> <p>③ <u>監査等委員</u>は、内部監査の結果をもとに、内部監査部門を通じて各部門長に対し全社的なリスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に<u>監査等委員会</u>に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (現行通り)</p> <p>5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 (現行通り)</p> <p>6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、<u>監査等委員</u>は当社グループの業務執行状況を監査する。</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>7. <u>監査等委員</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>① <u>監査等委員</u>は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は<u>監査等委員</u>の指揮命令に従わなければならない。</p> <p>② <u>監査等委員</u>から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。</p> <p>③ <u>監査等委員</u>から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づくものとする。</p> <p>8. 取締役及び使用人が<u>監査等委員</u>に報告するための体制、その他<u>監査等委員</u>への報告に関する体制 取締役及び使用人は、<u>監査等委員</u>に対し次の事項を報告することとする。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ (現行通り)</p>
---	---

<p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p> <p>9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の<u>監査役</u>に報告するための体制</p> <p>① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の<u>監査役</u>に対して報告を行う。</p> <p>② 内部監査部門は、定期的に当社<u>監査役</u>に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p> <p>③ 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社<u>監査役</u>に対して報告する。</p> <p>10. <u>監査役</u>へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が<u>監査役</u>に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。</p> <p>11. <u>監査役</u>の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p><u>監査役</u>がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該<u>監査役</u>の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。</p> <p>12. その他<u>監査役</u>の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>① 役職員の<u>監査役</u>監査に対する理解を深め、<u>監査役</u>監査の環境を整備するよう努める。</p> <p>② <u>監査役</u>による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。</p> <p>③ 社外取締役及び社外監査役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実</p>	<p>④ (現行通り)</p> <p>⑤ (現行通り)</p> <p>9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の<u>監査等委員</u>に報告するための体制</p> <p>① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の<u>監査等委員</u>に対して報告を行う。</p> <p>② 内部監査部門は、定期的に当社<u>監査等委員</u>に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p> <p>③ 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社<u>監査等委員</u>に対して報告する。</p> <p>10. <u>監査等委員</u>へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が<u>監査等委員</u>に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。</p> <p>11. <u>監査等委員</u>の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p><u>監査等委員</u>がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該<u>監査等委員</u>の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。</p> <p>12. その他<u>監査等委員</u>の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>① 役職員の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努める。</p> <p>② <u>監査等委員</u>による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。</p> <p>③ 社外取締役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施する。</p>
---	--

<p>施する。</p> <p>1 3. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 内部監査部門は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び<u>監査役</u>に報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。</p> <p>1 4. 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容</p> <p>(条文省略)</p>	<p>1 3. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ 内部監査部門は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び<u>監査等委員</u>に報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。</p> <p>1 4. 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容</p> <p>(現行通り)</p>
--	--

以 上